

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

1. 改正の理由

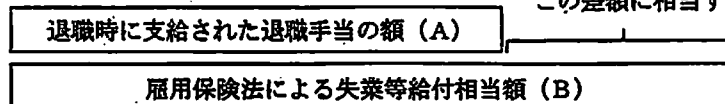
雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正に伴い、失業者の退職手当について定めた滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2. 失業者の退職手当について

雇用保険法の適用がない地方公務員について、同法による失業等給付と同程度のものを保障するために設けられている制度です。

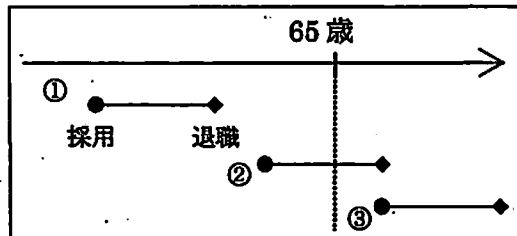
退職時に支給された退職手当の額（A）が、雇用保険法の失業等給付相当額（B）に満たず、かつ、退職して求職活動をする場合には、その差額に相当する額を失業者の退職手当として、支給するものです。

この差額に相当する額を支給します。



3. 改正概要

雇用保険法が一部改正され、65 歳以降に雇用された者についても、雇用保険の適用対象とされることに伴い、65 歳以降に採用された職員（※）についても、退職して求職活動をする場合には、失業者の退職手当を支給することとします。



	①	②	③
改正前	対象	対象	対象外
改正後	対象	対象	対象

※勤続期間が 6 月以上であって、2 の (A) が (B) に満たない者に限ります。

4. その他の改正内容

- (1) 65 歳以降に退職して失業者の退職手当の支給を受けることができる資格を有するものについて、雇用保険法に規定する就業促進手当、移転費および(2)の求職活動支援費に相当する金額の支給対象とすることとします。
- (2) 雇用保険法に規定する広域求職活動費の名称が求職活動支援費に改められ、内容が拡充されたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。
- (3) その他必要な経過措置について規定することとします。

5. 施行日

平成 29 年 1 月 1 日

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）による雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法において、65 歳に達した日以後に新たに雇用される者が雇用保険の適用の対象とされ、65 歳以上の被保険者が高年齢被保険者とされることに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 10 条関係）
- (2) 法において、高年齢被保険者が失業した場合に支給される高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を有する者について、就業促進手当（法第 56 条の 3 第 1 項第 2 号に該当する者に支給されるものに限る。）、移転費および(3)の求職活動支援費の支給対象とされることに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 10 条関係）
- (3) 法において、広域求職活動費の名称が求職活動支援費に改められ、その内容が拡充されることに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 10 条関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>が退職の日後失業している場合において、</p>	<p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____</p> <p>_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者_____に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項_____の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____</p> <p>_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者_____に該当するものが退職の日後失業している場合において、</p>

退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 (省略)

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (省略)

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 (省略)

15 第11項の規定は、

第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら _____ の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16～17 (省略)

以下 (省略)

退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 (省略)

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (省略)

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 (省略)

15 第11項の規定は、第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。） および第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16～17 (省略)

以下 (省略)